

近世村落の自律性について

——上総国野里村での村内不埒者に対する内済の過程から——

落合功

はじめに

近世村落を考える場合、多くの視点を見ることができる。こうした中、中世村落と比較した時、近世村落との大きな違いとして、自検断権の有無が指摘できる。

自検断権とは、保安警察的行為としての権利を自ら有していることを意味することで、中世村落においては、その権利が認められていたとする。それに対し、近世村落は、こうした自検断権は認められないとする。この自検断権が失われてゆくのは、戦国期から織豊政権期のことである。⁽¹⁾

であり、政策的には刀狩や検地などが統一的に実行され兵農分離制が貫徹するなかで、自検断権が剥奪されたとするのである。この点は、明るい中世と暗い近世をイメージする一つの要素ともなつたのである。

兵農分離制を考える上で、兵は身分的に侍として支配者（権力）として位置付けられ、農は被支配として位置付けられる。こうした支配—被支配関係の中で存在するのは、単に年貢收取のみに限らず、許認可や村落間争論の紛争解決に際し、公権力的立場として位置付けられたのである。

一方、近世村落の性格は、自検断権が剥奪されることで、支配者によって編成された存在として位置付けられるわけでは決してなかった。この点は、村内自治・自律性の問題として、初期村方騒動、村役人論、村法など一連の成果から明らかにされてきたといえる。

かかる近世村落における自律性の問題と、公権力の問題とは相入れない議論ではなく、むしろ、相互は無関係ではなかつた。重要なのは、村（地域）の自律性と公権力との関係はどのような点に求められるかであるといえる。⁽³⁾かかる点は、多くの視角から明らかになると思われるが、本論では内済の過程から明らかにしていきたい。⁽⁴⁾

本論で取り上げる野里村は上総国望陀郡に存在する村であり、天保期段階で五一八石余りの村であつた。この事件が起こつた弘化二年（一八四五）の段階では領主が四人おり、四給支配であった。以上を踏まえつゝ、本稿では、かかる点を考える一つとして、野里村で起こつた奉公人さとに対する暴行一件を取り上げ、村内外との間で内済が行なわれる過程を明らかにしていきたい。⁽⁵⁾

一、事件のあらまし

この事件をめぐり、関東取締出役に対して二通の訴状が提出されている。一通は、加害者である善次郎が居住している佐藤五郎左衛門知行所分の野里村の村役人が提出したものであり、もう一通は、被害者である、さとが居住していた堀田重郎兵衛知行所分の村役人、および隣村に当る真里谷村の村役人が提出したものである。これらを紹介し、事件のあらましについて紹介しよう。

まず、加害者である善次郎の村役人が提出した訴状の内容は以下の通りである。加害者である善次郎は、以前から素行が悪く、この事件が起ころる三年前（天保二年）にも村法に違反したため、関東取締役である桧山近平に教諭された。その後改心し、眞面目に農業を営んでいたが、忠左衛門（堀田重郎兵衛知行所分の野里村名主）へ三年季で奉公に出でていたさとに対して「相捕へ強姦之筋より打擲いたし」と暴行に及んだのである。この暴行を受けたことにより、さとは、親元へ戻り、養生す

ることになるが、善次郎自身はこの事件について「酒狂之上前後差別茂不存、一円申訳無御座候」と、酒のため事件の顛末については覚えておらず、ひたすら謝罪するばかりであった。そこで、善次郎の組合を通じて、さとの奉公先である忠左衛門と親の三左衛門に詫びを入れたものの、許してもらえなかつた。こうしたことを背景に、善次郎を呼出して、もう一度関東取締出役から厳しく教諭して欲しいことを願い出たのである。

次に、被害者であるさとの居住する村役人が提出した訴状の内容は、以下の通りである。被害者のさとは、隣村である上泉村の三左衛門の子供であつた。三左衛門の子息は、長男・長女共に忠左衛門へ奉公に出ており、さとも一歳の時から六年間奉公に出ていた。

このさとが三月七日昼、使いにやつたところ、泣きながら帰ってきたのである。しかも、さとの髪は乱れ、着物は砂まみれになつてゐる有り様であつた。一体どうしたのかと聞いてみても、何も答えず、やつと心が落ち着いたのちに聞いてみると、善次郎に強姦された様子を

語つたのである。具体的な内容は、「強勢ニ拾間余茂引すり行、私組下熊藏与申者家内戸をメ農事ニ出候跡薪小家江引ずり込、無体ニ折檻いたし候由申之、何様大ニ相からかひ候体、左之手を痛メ且声立させじと何や押込候哉、口中より者血出其体及強姦ニ候様子見請候得共」と、善次郎はさとを強引に空家へ引きずりこみ折檻すると共に、口に物を押しこめて声を出させないようにしたのである。医師道斎の診断によれば、両脇腹は不自由となり、二之腕は掴まれた跡のようなもので紫色となり、さらには左の脈の付近は爪による引搔き疵が三ヶ所、さらには太股には三分余りの疵が一ヶ所あつた。さらに頭痛の影響でお粥を食べる程度だが、それをも吐くありさまだということであった。

このショックニングな出来事に、さとは何も喋ることができず、親元へ帰することにしたもの、頭痛がひどく、母が体をさする程度しか介抱の手立てもなく、兄弟も悲嘆にくれ涙を流すのみであつたのである。

一方、善次郎は、酒によつて前後不覚となつていたと

して、組合を通じて願い出ているものの、許されなかつた。

以上、事件のあらましについて、二つの訴状から簡単に明らかにしてきた。簡単にまとめるに以下の様になろう。

今回の加害者である善次郎は、以前も村法に違反したことのある、素行不良の人物であった。この人物が、今回再びさとという人物に対し、酒によって前後不覚に陥ったことに任せて打擲・強姦を行つたのである。こうした様子について、被害者であるさと自身は何も言わないものの、その被害の様子から奉公先の忠左衛門家も被害者さとの実家の三左衛門家も共に善次郎へ厳しい対応が行われたのである。また、今回の一件について注意するべき点としては、訴状の提出主体によつて関東取締出役が善次郎を呼び寄せ、教諭を願い出る際、その意図が異なつてゐる点であろう。加害者（善次郎）の居住する佐藤五郎左衛門知行所の野里村村役人は、「何卒御慈悲を以て善次郎被召出御教諭之上、当難も相治り往々組方

之者安心仕、農業渡世被相成候様御取締被成下置度……と、善次郎が改心することを教諭願いの主眼に置いているのに対し、堀田重郎兵衛知行所の野里村村役人は、単に個人間の問題にせず、「村方ニ而子守り小女召使候者并小娘等持候親々迄安心仕」ためのものであり、このような事件が今後も再び行われることのないようにと、村内の治安を考慮に入れることを踏まえている点である。訴状において、それぞれの重視すべき点に相違が見られる点は、今回の事件の把握の仕方の違いともいえる点として注目しておきたい。

二、内済への経緯と嘆願書の作成

かくして、善次郎は召し捕えられ吟味を受けることになつた。善次郎は、圈に入れられ⁽⁶⁾、久留里市場の旅宿へ送られたのである。しかし、野里村の双方の名主と三箇村の名主から吟味の猶予が願い出されることになる。善次郎は名主に対して詫びを申し入れると共に、相手方の名主忠左衛門と、さとの兄久太郎に対しても詫書を提出す

ることで、内済にして欲しい旨を歎願してきたのである。

そして、善次郎のみならず組合役人・名主長右衛門による依頼を受け入れ、最終的に菩提寺で詫びの申し入れを受託し、その条件として「善次郎義拾ヶ年之間野里村・上泉村両村相構ひ決而足入為致間敷候」と、善次郎は十年の間、さとが生まれ育った上泉村・さとが奉公していた野里村の両村には立ち入らないことを申し入れたのである。こうして無事に内済が取り行われたのである。

加害者・被害者の間で内済が行われた以上、関東取締出役に対し吟味の取り下げを願い出なければならなかつた。この点どのようになされたのか、以下述べていくことにしよう。⁽⁷⁾

〔史料〕

乍恐書付を以て奉歎願候

佐藤五郎左衛門知行上総国望陀郡野里村百姓善次郎
義、堀田重郎兵衛知行同村名主忠左衛門下女さとへ
強姪ニ及候始末、右忠左衛門より御願奉申上候所、
御召捕ニ相成、當時御吟味中組合村々役人共并菩提

寺宝泉院村方相給名主一同より御吟味御猶予奉願上、双方内実篤与承糺候所、当月七日之儀者村方鎮守祭札ニ而善次郎義悉神酒ニ給醉帰宅掛途中村方百姓熊藏宅前ニ而さとニ行逢候処、其節さと打転ひ候ニ付、早速引おこし介抱いたし遣シ候心得候処、善次郎熟醉罷在候ゆへ抱起シ□□供ニ又々打倒れ彼是罷在候内、手足等所々摺疵等出来候故強姪ニ及候儀与一途ニ差心得候得共、強姪二者無之全酒狂之身分ニ而抱起シ候故供ニ相転ひ所々すれ疵等出来候儀ニ相違無之願人忠左衛門さと兄久太郎江別紙詫書差入先非後悔仕厚詫入候所同人共ニ於茂、疑念相晴れ善次郎儀者已來改心急度農事出情仕候間何分ニ茂御歎願申上吳候様、悲歎仕候上者、右一件ニ付双方無申分熟談内済仕、以來御願ケ間敷儀毛頭無御座候、此上御吟味奉請候而者、奉恐入候間、御吟味是迄ニ而御下ケ被下置度奉存候、依而組合村々一同連印を以て御歎願申上候間、何卒格別之以御憐愍を右願之通御聞済被下置候ハ、莫太之御仁惠与難在仕合ニ奉存候、

以上

弘化二巳年

佐藤五郎左衛門

組合惣代 小兵衛

百姓代 文次

門知行所

四月十五日

上総國望陀郡野里村

当人 善次郎

組頭

正兵衛

組合惣代 左兵衛

組頭

三郎左衛門

百姓代 栄蔵

関東御取締

百姓代 文次

組頭 新六

御出役

三郎左衛門

名主 長左衛門

西山晋四郎様

堀田重郎兵衛知行所

同国同郡同村

願人名主 忠左衛門

同史料は、関東取締出役である西山晋四郎に対し、今回

組頭 仁兵衛

事件の当該村々だけでなく周辺村々の村役人が連名で提出したものである。また、内済がなされたことにつ

牧野清兵衛知行所

いて、加害者の善次郎はもちろんのこと、被害者のさと

右同断上泉村

についても、さと自身ではないが、彼女の身内に当る久

百姓三左衛門娘

太郎の名前も記載されている。また、関東取締出役に對

さと煩二付

して出された吟味願い自体は、二ヶ所から提出されてい

兄 久太郎

るが、願人は堀田重郎左衛門知行所分の野里村名主の記

載が見られる。つまり、この吟味取り下げ願いは、加害

者側の取り下げ願いが基本となっていたのである。

それでは、取り下げの理由はどうであつたのだろうか。さとが受けた疵については、善次郎がさとについた際に、さとが転倒してしまったことによるというのである。そして、善次郎が介抱のため、急いで抱え起こそうとしたが、泥酔のため一緒に倒れて手足など擦傷ができてしまつたというのである。よつて、けがの様子から、「強姪ニ及候儀与一途ニ差心得候得共、強姪二者無之全酒狂之身分ニ而抱起シ候故、供ニ相転ひ所々すれ疵等出来候儀ニ相違無之」というのである。この件については、詫書も提出されていることもあり、疑いも晴れたということで、吟味の猶予願いから取り下げを願い出たのである。

三、「鎮守祭礼」と「酒狂之身分」

関東取締出役に対して吟味の取り下げ願いを提出した文書の内容を分析すると、大きく二つの点に注意する必要がある。

一つは、事実関係の誤認をしたという点である。百姓

善次郎がさとに対してなされた行為は、転倒によるけがであり、強姪ではないというのである。一連の史料を分析するに、事実関係を指摘するのならば、さとの怪我は転倒によるものではなく、強姪であることは間違いないところであろう。善次郎自身による詫書を参照しても、一切今回の事件について誤認であるとは述べてはいない。むしろ、この文書の内容自体は、事実を捏造した形で記載され、それを念頭に据えた上で関東取締出役からの吟味取下げを願い出たのである。

もう一つは、これまでと内容的に異ならせて記載が見られるのが、善次郎の行状を擁護する形で記載されている点である。つまり、「鎮守祭礼ニ而善次郎義悉神酒ニ給醉帰宅掛途中……」と泥酔の原因について祭礼による神酒であることを指摘している。また同時にこの時の善次郎の立場について「酒狂之身分」と正常な状態ではなく、別の人格として記している。一般に神事祭礼に出される食事（酒を含む）は、最高の逸品として珍重され、丁重な調理を経て神前に供するものであつたといわれる。

そして、この食事に対し、神は降臨し神意を託宣するとともに、氏子も相伴することで共食共飲の機を通して偉大なエネルギーを氏子に賦与するものであったといわれている。よつて神事祭礼は、共同体や氏子の生活力は充実し新しい意気に燃えて日常の生業に励むという新たな転機として位置付けられるのである。⁽⁸⁾ こうしたことで、神事祭礼時は、非日常的な場であるとされ、そこでの行為は無礼講といわれ、大酒を飲むこともしばしばあつたのである。近世文書の中で無礼を働いたことに対する詫び状が多く残されているが、「祭礼事の酒乱」というような文言はしばしば見ることができ。通常の性格ではなく酒を給醉したことによる暴行などは、詫び状による文言としてしばしば見られることであつたのである。

おわりに

以上、野里村における不埒者乱暴一件の内済について紹介してきた。一つの事例を紹介してきたわけだが、本稿で明らかにしたことから、最後に展望として近世村落

（地域）の自律性について、三つの点から展望していくたい。

第一は、幕藩権力（公権力）における村への対応についてである。近世における幕藩権力は、地域（村）の自律性を認めつつ、年貢納入などを実施するのが基本であつた。盜難など取締の治安を目的とした広域的な形で行われることがあつても、原則として村内の事件にまで立ち入ることはなかつた。このため、村落間の内済が完了した場合、その内容が合理的であり村内秩序が維持されさえすれば、公権力は、敢えてその内部的な問題に立ち入ろうとはしなかつたのである。先項で示した〈史料〉がそれを示しているといえよう。関東取締出役の立場としては、善次郎の行為について、事実か否かを重視しているのではなく、むしろそれなりに問題が無いことか否かに重点が置かれている点も注意できる。具体的には、①被害者との怪我の原因が強姦によるものではなく、転倒であること、②善次郎の酒の暴飲は、非日常の場である神事祭礼時によるものであり、行為自体も正常な状

態とはいえない「酒狂之身分」であったということ、の二点を指摘していることが示している。治安・取締に関する近世的公権力の有り様は、近世村落（地域）の自律性を前提として存在していることが一連の経過から示されているといえよう。

第二に、今回の一件の中で、村の自律性がどのように働いたかという点である。大酒を飲んだ結果さとに対し行つた行為について、具体的な処置としてさとの実家と、奉公先であり当該地域の名主でもある忠左衛門に対し詫書の作成が行われている。また同時に、善次郎は隣村に足を踏込むことについて、一〇年もの間禁止されている。この善次郎に対する具体的な対応について、一つの村の範囲は狭いものであり、行動範囲が狭まつたことは當人にとっては厳しい結論であったとも考えられる。ただいすれにせよ、単に公権力（関東取締出役）によつて行われるような一般的教諭に頼るよりも、地域内の実情にあつた形で取り決めがなされる方が、その後の村内秩序を安定させるという観点に立つた場合、具体的かつ

建設的な処置であつたともいえるのである。

第三に、近世村落（地域社会）における自律性への意識である。また、関東取締出役への訴状の取り下げは、単に善次郎の詫書のみが必要なのではなく、もつと多くの関係する人々の連名が必要であつた。加害者・被害者はもちろんのこと、その村役人をはじめ、隣村の村役人の記名を必要としたのである。また、作成に至るまでの過程において、詫書の作成を始めとして一連のとりまとめには、善次郎の所属の村役人からは、多大な尽力があつたし、また被害者さとの承諾も必要であつたのである。そして、この訴状取り下げにおいて最も重要な立場であったのが、さとの奉公先であり関東取締出役に対し教諭の訴状を提出した名主忠左衛門であつたのだろう。この忠左衛門の場合、取り下げの嘆願書において、單に連名に加わるだけでなく、善次郎がさとに対して行つた行為は誤認であつたことを示し、訴状の取り下げを自ら願い出る必要があつたのである。忠左衛門の立場から見た場合、村内秩序を混乱に陥れたのは善次郎であり、第

三者としての関東取締出役（公権力）に依拠して厳しい教諭を与えてもらうことは、何ら問題のあることではなかった。しかし、それについて、事実を捏造してまで取り下げを願い出たのは、地域内への自律性＝村内自浄機能への信頼があつたからといえるのである。三箇村を始めとして周辺の各村々が善次郎一件における訴状の取り下げに賛成したのもこうしたことによるともいえるのである。

〔公儀の裁判と村の掟〕（『近世の郷村自治と行政』一九九三年、東京大学出版会、神崎直美「近世農民の罪と罰——近世村法研究序説——」『中央史学』一二三号、一九九〇年）など

(3) 茅田佳寿子「内済と公事宿」（『日本の社会史』第五卷——裁判と規範——、一九八七年、岩波書店）は、公事宿設置の意味と内済のシステムを明らかにしたものである。

(4) 関東近世史研究会編『関東甲豆郷帳』（一九八八年、近藤出版社）参照。

(5) 史料については、すべて『袖ヶ浦市史資料編2 近世』（一九九八年）一二〇～一二二号を参照した。合せて参考されたい。

(6) 圈については、宮沢孝至「江戸周辺農村の取締構造論理と実現過程——新堀江町の町立の論理と特質を中心として——」（『中央史学』二一号、一九九八年）が

ある。なお、その後同年一一月にほぼ同じ史料を引用し、同じ新堀江町の成立について明らかにした、安藤 優一郎「四谷新堀江町の成立」（『日本歴史』一一月号、一九九八年）が出ている。

(7) 「弘化二年四月 召使折檻一件に付訖書」（『袖ヶ浦市史 資料編2 近世』一九九八年、一二二号）。

(8) 「まつり 祭」（桜井徳太郎執筆『国史大辞典』一二一、一九九二年）。

(2) 水本邦彦「初期『村方騒動』と近世村落」（『近世の村社会と国家』一九八七年、東京大学出版会）、同